

個人県民税について

○平成15年11月5日に、本庁税務課長を交えて、「芦北地域個人住民税徴収向上対策連絡会議（会長：芦北地域振興局長、理事：管内市町助役、幹事：管内市町税務課長及び振興局税務課長）」を実施し、個人県民税の一層の税収確保のための連携強化を図った。

○また、管内各市町について、「個人県民税高額滞納ヒアリング」を実施し、高額滞納事案の処理方針について、支援助言を行い、徴収率向上に努めた。

○平成15年11月末現在の個人県民税収入 4,990,418円
収入率 17.9%（前年同期 17.2%）

個人県民税以外について

○平成15年度県税滞納整理実施要領に基づき、滞納整理強化期間（6～8月）に集中的に、臨戸等による納税交渉を実施。以後も継続しての滞納整理を実施中。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
球磨地域振興局	平成15年11月10日及び11月11日	平成15年12月19日
(報告公表事項)		
(1) 県税の未収金（平成14年度末現在 120,180,701円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置)		
県税の未収金については、早期に適正な滞納処分を実施し滞納額の圧縮に努める。また、個人県民税については、今後も市町村に対する研修会、ヒアリング及び共同徴収の実施などにより未収金の解消に努める。 平成15年12月末現在の未収金額 95,315,416円		
(報告公表事項)		
(2) 生活保護費返還徴収金等の未収金（平成14年度末現在 1,957,444円）について引き続きその解消に努めること。		
(改善措置)		
生活保護費返還徴収金の未収金については、現在、全ケースについて定期的な納入が継続しているが、本庁作成の「生活保護費返還金・徴収金の未収金取扱指針」に基づき、電話による催告や定期的な家庭訪問等により納入額の増額を図るなど、ケースの実態に則した適切な債権管理を行い、引き続き未収金の解消に努める。 平成15年12月末現在の未収金額 1,291,244円		
工事違約金の未収金については、債務者である法人の代表者が死亡しており、代表者選任の手続きも難しいことから、現時点での未収金の解消は困難と考えられるが、引き続き債務者の実態把握に努めるとともに、今後とも本庁と協議しながら取り得る措置について検討していく。平成15年12月末現在の未収金額 508,200円		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
天草地域振興局	平成15年11月13日及び11月14日	平成15年12月19日
(報告公表事項)		
(1) 県税の未収金(平成14年度末現在 142,911,478円)について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置)		
県税未収金の解消については、「県税確保強化基本計画」等に基づき租税債権の確保のため、厳正な差押等の処分に努力をしているところであり、今後も引き続き未収金の解消を図るため、努めて参る。		
(報告公表事項)		
(2) 港湾区域占用料等の未収金(平成14年度末現在 2,309,053円)について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置)		
今後も督促等を行い、引き続き未収金の解消に努めて参る。		

熊本県監査委員公告第3号

平成14年4月から平成15年1月までの間に実施した行政監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年3月12日

熊本県監査委員 松 本 和 彦
 同 山 本 豊 孝
 同 荒 木 詔 之
 同 船 田 直 大

監査対象機関名	監査の結果	講じた措置
管財課	知事部局の職員宿舎で3年間継続して空き家(室)であるものについては、設置の必要性が低下したと思われるものもあり、廃止を含め対応策を検討すること。	職員宿舎については、宿舎の設置目的に従った適切な管理を行っているところであるが、長期間にわたり使用されていない宿舎や宿舎の必要性の再検討が必要なものもある。 そのため、水前寺2・3丁目宿舎については宿舎のあり方を検討中であり、その他の宿舎についても、長期間使用されていない宿舎については、必要性を再検討し、必要性が低下したものについて廃止を含めて検討して参りたい。
職員課	職員住宅については、計画的な建て替えにもかかわらず入居率に大きな変動はみられない。今後、更新等を行う場合は、県の財政状況に配慮し、更新等の必要性について十分検討を行うこと。	入居率の向上には、随時努めているところであるが、職員住宅そのものの老朽化が進んでおり、入居率が低下しているものもみられる。 現在、「職員住宅の在り方」について方針を取りまとめ中である。この中で入居率が一定水準に満たない場合に募集停止や廃止とする基準を設ける方向である。
福利厚生課	教職員住宅については、3年間継続して、空き家(室)であるものが一定地域に集中しているが、空き家の状態が長期化すれ	継続した空き家が集中している地域として、松島商業高校、天草東高校及び倉岳高校に係る教職員住宅があるが、平成11年12月2日に熊本県立高等学校整備推進協議会から3校統合との報告がでており、そ

	ば住環境の維持や防犯上の問題等を生ずるので、対応策を検討すること。	の再編整備による住宅需要の変化を予想しながら具体的な取り扱いを検討する必要があると考えている。 このような課題を含め、教職員住宅等の効率的な運用を図るため、教職員住宅等のあり方を検討する本庁関係各課(4課)を集めた「住宅検討会議」を平成15年3月に開催したが、今後も当会議で検討を重ね、早急に方針を出すこととしたい。
高校教育課 学校人事課 社会教育課	借上げ宿舎については、借上げ要領に定める基準を周知徹底すること。	外国語指導助手等、数箇所の借上げ宿舎で広さ等の基準を超えた宿舎があるが、いずれも、過疎地域で基準に合致する適当な宿舎が他にない等の事情によるものである。 該当所属に借上げ要領の周知徹底を図り、今後とも、借上げ要領に定める基準を満たす物件を探すよう努めて参りたい。
高校教育課	外国語指導助手の借上げ宿舎については、全県一律の借上げ料という方式及び使用者負担額の算定方法について検討を行うこと。	外国語指導助手は住居手当支給の対象とならないため、県による宿舎借上げにより対応しているものであるが、契約方法及び使用者負担額の算出方法については、今後、関係各課等と協議して参りたい。

熊本県公安委員会規則第2号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成16年3月12日

熊本県公安委員会委員長 小栗宏夫

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
(熊本県警察の組織に関する規則(平成6年熊本県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中第12号を第13号とし、第7号から第11号を1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 条例案、訓令案等の審査に関すること。

第9条の2中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第26条第5号を次のように改める。

(5) 指定自動車教習所(運転免許試験課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
第27条に次の1号を加える。

(4) 指定自動車教習所(警察本部長が定めるものに限る。)に関すること。

附 則

この規則は、平成16年3月22日から施行する。

熊本県公安委員会規則第3号

警察署の名称変更等に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。
平成16年3月12日

熊本県公安委員会委員長 小栗宏夫

警察署の名称変更等に伴う関係規則の整理に関する規則
(熊本県警察署協議会に関する規則の一部改正)

第1条 熊本県警察署協議会に関する規則(平成13年熊本県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表中「大矢野警察署協議会」を「上天草警察署協議会」に改める。

(熊本県警察国有物品管理規則の一部改正)

第2条 熊本県警察国有物品管理規則(昭和39年熊本県公安委員会規則第32号)の一部を次のように改正する。

様式第10号中 「大 矢野」を「上 天草」に改める。

(地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部改正)

第3条 地域交通安全活動推進委員に関する規程(平成3年熊本県公安委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

本渡警察署管轄区域	15
大矢野警察署管轄区域	7

」 を 「

本渡警察署管轄区域	14
上天草警察署管轄区域	8

」 に改める。

附 則
この規則は、平成16年3月31日から施行する。

菊池地域保健医療推進協議会公告第1号

平成15年度菊池地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催します。
なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおりです。
平成16年3月12日

菊池地域保健医療推進協議会

- 1 開催日時
平成16年3月15日（月）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
菊池市大字隈府1090
菊池国際ホテル「笹乃家」
- 3 議題
(1) 菊池地域保健医療計画の推進状況について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において、菊池地域保健医療推進協議会事務局の許可を得たうえで、入室できます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
菊池地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県菊池保健所総務企画課)
(電話 0968 - 25 - 4155 内線 540)

八代地域保健医療推進協議会公告第1号

八代地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。
なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおり。
平成16年3月12日

八代地域保健医療推進協議会
熊本県八代保健所長 児 玉 修

- 1 開催日時
平成16年3月16日（火） 午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県八代地域振興局 5階 大会議室
- 3 議題
(1) 第4次八代地域保健医療計画の推進について
(2) 救急医療専門部会の報告について
(3) 介護保険の現状等について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
八代市西片町1660番地
八代地域保健医療推進協議会事務局（熊本県八代保健所総務企画課）
(電話 0965 - 33 - 3111 内線 3012)

くまもと子ども未来プラン実行推進協議会公告第6号

くまもと子ども未来プラン実行推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおり。
平成16年3月12日

くまもと子ども未来プラン実行推進協議会長

- 1 開催日時
平成16年3月17日（水）